

電話転送業務申し込み契約書

契約者 _____ (以下「甲」という)と株式会社エースファクトリー、(以下「乙」という)は甲乙間において以下の通り電話転送業務契約を終結する。

第1条(目的)

- 1) 乙は甲に対して電話転送サービスを提供し、甲はこれを利用する。
- 2) 甲及び乙は、以下の条項に従い本契約を確実に履行するものとする。

第2条(電話転送サービスの定義)

本契約において電話転送サービスとは、乙が本契約遂行の為に所有する電話番号と甲の所有する固定電話機及び携帯電話との間の転送を通じて着信並びに発信を行うサービスをいう。

第3条(本人確認の実施)

甲は、本契約を終結するに際し、乙に対して写真付きの公的身分証明書の提示及び写しの提出をしなければならない。甲が法人の場合は謄本と代表者の公的身分証明書の写しを提出しなければならない。

第4条(契約期間)

本契約は乙に電話転送業務申し込み契約書が届いた日から有効とし、甲から解約の旨が乙に通知されるまで有効とし、契約の解約・変更は甲から乙に通知し、これを乙が了承した場合、いつでも可能とする。

第5条(譲渡禁止)

甲及び乙は、本契約によって生じる権利及び義務について、第三者に対して譲渡してはならない。

第6条(守秘義務)

乙は本契約により知り得た甲の個人情報第三者に漏らしてはならない。尚、本契約終了後に於いても同様とする。ただし、適正な手続きを踏んだ弁護士及び令状を持参した官公庁の職員に対してはこの限りではない。

第7条(利用料金)

- 1) 利用料金の計算期間は、毎月1日から当月末日までとする。尚、新たに利用を開始する場合の料金の起算日は乙が転送用電話番号を取得した日とし、取得日が月の途中である場合も日割計算は行わない。
又、本契約を途中で解約した場合に於いても、利用料金の日割計算による払い戻しは行わない。
- 2) 初回の利用料金は、甲は乙の請求書に基づき請求日から3営業日以内に支払うものとする。
- 3) 2回目以降の利用料金は、甲は乙に対して請求日から3営業日以内に利用料金を支払うものとする。

第8条(工事費)

- 1) 甲は、転送サービスを利用するに当たり次の基本工事費及び回線工事費を支払うものとする。
- 2) 工事費の支払日は、乙からの請求書により、第7条(2)に定める第1回の利用料金の支払い日と同日とする。

第9条(保証金)

- 1) 甲は、転送サービスを利用するに当たり保証金を乙に預けるものとする。
- 2) 保証金の預入日は第7条に定める初回の利用料金と合算して払い込むものとする。
- 3) 乙は、保証金の預かり証を発行しない。
- 4) 保証金は、第10条に定める転送通話料及び第7条に定める利用料金に充当することはしない。
- 5) 月の途中で転送通話料の実施が保証金を超えた場合、或いは電話会社の月次通話料締切日までに超えると予想される場合は、甲は乙の請求により保証金の追加を支払わなければならない。尚、保証金の追加は、乙の請求日から3営業日以内に支払うものとする。

第10条(転送通話料)

- 1) 甲の負担すべき転送通話料は毎月末日締切とし、乙から甲に対し請求する。
- 2) 甲は、乙の請求日より3営業日以内までに転送通話料を支払わなければならない。ただし、末日が休日の場合の支払い期限は前営業日とする。

第11条(変更手数料)

- 1) 甲の要求により乙の所有する転送番号を変更する場合、及び甲の所有する転送電話番号を変更する場合は、甲は乙に対して次に定める変更手数料を支払うものとする。
・ 転送用電話番号変更料(1回線につき)2500円 ・ 転送先電話番号変更料(1回線につき)2500円
- 2) 甲は乙に対し、乙の請求により変更手数料を請求日から3営業日以内に支払わなければならない。
- 3) 変更した電話番号による転送サービスは、変更手数料の入金を確認した日から開始する。

第12条(転送サービスの開始及び停止)

- 1) 転送サービスの開始日は、次の各号に掲げるすべての金額の入金を乙が確認した日とする。
・ 初回の利用料金(第7条) ・ 工事費(第8条) ・ 保証金(第9条)
- 2) 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合に転送サービスを停止する。
・ 乙から甲に対して利用料金を請求した時点で連絡が取れない場合。
・ 乙から甲に対する料金請求日より3営業日以内に転送サービス料金の支払いが無い場合。
・ 乙の保証金の追加請求に対して甲に支払いの意思が無い場合及び乙の追加請求日から3営業日以内に甲からの支払いが無い場合。

第13条(契約解除)

乙は、甲の性格又は行為が次の各号のいずれかに該当する場合は、何らかの催告・通知をせず即時本契約を解除することができる。

- ・ 法令に反する場合
- ・ 組織犯罪、犯罪行為に使用した場合
- ・ 他を誹謗し、または他の権利を侵害する恐れのある場合
- ・ 虚偽又は誇大と見なされる場合
- ・ 本契約に基づくサービスの品位を損なう場合
- ・ 乙の事業の遂行に支障を及ぼし、又は信用を害する恐れのある場合
- ・ 本契約の申込書に虚偽の記載をして提出した場合
- ・ 本契約に定める代金の支払いを怠った場合
- ・ その他本契約の取決めに違反した場合、或いは本契約の当事者として不適格であると乙が認定した場合

第14条(強制解約)

本契約による転送サービスの利用方法が関係法令に抵触する場合は、本契約は強制解約とする。

第15条(中途解約・一時停止)

- 1) 甲は、本契約を途中で解約する場合は、1週間前までにその旨を乙に通知し、乙から実費を請求された場合には請求日から3営業日以内に支払うものとする。
ただし、フリーダイヤルの中途解約はできないものとする。
- 2) 甲は申し出により本契約のサービスの提供を随時停止することが出来る。ただし、乙は停止期間中の利用料金の払い戻しは行わない。

第16条(解約後の保証金返還)

- 1) 保証金は、甲が利用する回線をすべて解約し、解約日までに発生した転送通話料金等の未払金を全て精算した後に本人確認後、対面精算が本人名義の銀行口座に返還するものとする。
ただし、本契約期間が6か月以上継続した場合に限る。
- 2) 保証金の返還は、第16条に定める未払金を全て精算した後、甲から返還の要求があった月の末日に締切、翌月15日までに対面精算が本人名義の銀行口座に返還するものとする。
- 3) 本契約の解約日から1か月以内に甲から乙に対して保証金の返還請求が無い場合は、乙は保証金を返還しないものとする。ただし、解約日から1か月以内で甲の第3条に定める本人確認出来ない場合には、乙は保証金の返還を行わない。
- 4) 預かり期間中の保証金は無利息とする。

第17条(免責事項)

- 1) 乙は、本契約に基づく転送サービスの利用により甲及び甲以外に生じたいかなる損害も負担しない。
- 2) 乙は、天災事変及び電話会社の通信機器の障害などの事情によって生ずる非統的な転送サービスの中断によって、甲及び甲以外に生じたいかなる損害も負担しない。
- 3) 乙の提供する転送サービスは連絡の仲介であり、甲の業務に対して一切の責任を負わないものとする。

第18条(定めのない事項)

本契約に定めのない事項について疑義を生じた場合には、甲乙互いに誠意をもって協議の上解決するものとする。

第19条(管轄裁判所)

甲及び乙は、本契約に関して甲乙間で紛争が生じた場合は、乙の所在地の裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

以上、本契約の証として記名調印の上作成する。

年 月 日

(甲) 代表者名 :
住所 :
会社名 :
電話番号 :

(乙) 株式会社エースファクトリー
東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60 45階
電話番号: 03-5957-7195
FAX番号: 03-5957-7196
電気通信事業届出番号 A-23-11905

